

平成 2 4 年

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 2 4 年 第 7 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 2 4 年 7 月 2 5 日 (水) 午 前 1 0 時 3 0 分 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日 程 第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
北 嶋 扶 美 子

日 程 第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について（総務課）

日 程 第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について . . . 5
---------	--

議案第 1 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 4 年 7 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い規則改正(暦年で管理している職員の年次休暇、ボランティア休暇を、原則年度を区切りとしている採用、退職、人事異動に合わせて年度管理に改める)するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第4条 <u>条例第13条第1項の規定による職員（年度の中途において新たに採用された職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）の年次有給休暇の日数は、1年度につき20日とする。</u></p> <p>2 <u>年度</u>の中途において新たに採用された職員の<u>当該年度</u>における年次有給休暇の日数は、その者の採用の月に応じ、次のとおりとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">採用された月</th> <th style="text-align: center;">休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">4月</td><td style="text-align: center;">20日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5月</td><td style="text-align: center;">18日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6月</td><td style="text-align: center;">17日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7月</td><td style="text-align: center;">15日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8月</td><td style="text-align: center;">13日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9月</td><td style="text-align: center;">12日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10月</td><td style="text-align: center;">10日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11月</td><td style="text-align: center;">8日</td></tr> </tbody> </table>	採用された月	休暇日数	4月	20日	5月	18日	6月	17日	7月	15日	8月	13日	9月	12日	10月	10日	11月	8日	<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第4条 <u>条例第13条に規定する年次有給休暇は、1月1日から12月31日までの間において与えるものとする。</u></p> <p>2 <u>年</u>の中途において新たに採用された職員のその<u>年</u>における年次有給休暇の日数は、その者の採用の月に応じ、次のとおりとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">採用された月</th> <th style="text-align: center;">休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1月</td><td style="text-align: center;">20日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2月</td><td style="text-align: center;">18日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3月</td><td style="text-align: center;">17日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4月</td><td style="text-align: center;">15日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5月</td><td style="text-align: center;">13日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6月</td><td style="text-align: center;">12日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7月</td><td style="text-align: center;">10日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8月</td><td style="text-align: center;">8日</td></tr> </tbody> </table>	採用された月	休暇日数	1月	20日	2月	18日	3月	17日	4月	15日	5月	13日	6月	12日	7月	10日	8月	8日
採用された月	休暇日数																																				
4月	20日																																				
5月	18日																																				
6月	17日																																				
7月	15日																																				
8月	13日																																				
9月	12日																																				
10月	10日																																				
11月	8日																																				
採用された月	休暇日数																																				
1月	20日																																				
2月	18日																																				
3月	17日																																				
4月	15日																																				
5月	13日																																				
6月	12日																																				
7月	10日																																				
8月	8日																																				

12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

3 年次有給休暇のうち、当該年度内に使用しなかつた日数（以下「残日数」という。）のあるときは、20日（次条各号に掲げる職員（当該年度の初日後に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更された育児短時間勤務職員等を除く。）にあっては、同条の規定による日数）を超えない限度で、その残日数（当該年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第3条の3第1項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（当該日数が当該残日数に比して減少する場合にあっては、当該残日数）とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を翌年度に限り、これを繰り越すことができる。

4 及び 5 略

第4条の2 条例第13条第1項の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

3 年次有給休暇のうち、その年内に使用しなかつた日数（以下「残日数」という。）のあるときは、20日（次条各号に掲げる職員（当該年の初日後に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更された育児短時間勤務職員等を除く。）にあっては、同条の規定による日数）を超えない限度で、その残日数（当該年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第3条の3第1項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（当該日数が当該残日数に比して減少する場合にあっては、当該残日数）とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を翌年に限り、これを繰り越すことができる。

4 及び 5 略

第4条の2 条例第13条第1項の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

とする。ただし、その日数が当該年度の末日において労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定を適用した場合に付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1)及び(2) 略

第4条の3 次の各号に掲げる場合において、勤務形態が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項に規定する日数（以下この条において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この条において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数（以下この条において「使用日数」という。）を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率（当該率が1未満の場合は1とする。以下同じ。）を乗じ

とする。ただし、その日数が当該年の末日において労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定を適用した場合に付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1)及び(2) 略

第4条の3 次の各号に掲げる場合において、勤務形態が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項に規定する日数（以下この条において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この条において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数（以下この条において「使用日数」という。）を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率（当該率が1未満の場合は1とする。以下同じ。）を乗じて得た日数

て得た日数（ 1日未満の端数は1日とする。 ）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（ 1日未満の端数は1日とする。 ）とする。

(1)から(4)まで 略

2 前項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更の日以後、当該年度において新たに勤務形態が変更される場合の前項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは「1」とする。

3 勤務形態が変更されるときの当該年度の前年度において第1項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更があり、かつ、当該年度における勤務形態の変更があつた日において繰越日数が使用日数を上回る場合にあっては、当該変更の日以後における育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、第1項の規定にかかわらず、付与日数に、第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（ 1日未満

（ 1日未満の端数は1日とする。 ）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（ 1日未満の端数は1日とする。 ）とする。

(1)から(4)まで 略

2 前項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更の日以後、当該年において新たに勤務形態が変更される場合の前項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは「1」とする。

3 勤務形態が変更されるときの当該年の前年において第1項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更があり、かつ、当該年における勤務形態の変更があつた日において繰越日数が使用日数を上回る場合にあっては、当該変更の日以後における育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、第1項の規定にかかわらず、付与日数に、第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（ 1日未満の端数

の端数は1日とする。)に、繰越日数から使用日数を減じて得た日数を加えて得た日数とする。

別表第3の附表2

社会に貢献する活動及び日数表

原因	日数
イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動	1の年において5日
ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日	

は1日とする。)に、繰越日数から使用日数を減じて得た日数を加えて得た日数とする。

別表第3の附表2

社会に貢献する活動及び日数表

原因	日数
1 被災者、障害者、高齢者への支援のための活動	
(1)地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
(2)身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動	1年度において10日
(3)前各号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病及び高齢により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護	

常生活を支援する活動

その他の日常生活を支援する活動

2 地域における社会に貢献する活動

(1)地域の子育て支援に貢献する活動

(2)道路、河川、公園その他の公共施設における環境美化のための活動

(3)自然環境を保全、再生するための活動

(4)その他教育委員会が必要と認める活動

備考

備考

1 「1の年」とは、1暦年をいい、「10日」の取扱いは暦日によるものとし、分割して取得することも可能である。

2 休暇は1日単位で与えるが、八については1日、半日又は1時間を単位として与える。

休暇は、1日を単位として与える。ただし、八については、1日、半日又は1時間を単位として与えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 1 項に規定する職員（市長が定める職員を除く。）の平成 2 4 年度における年次有給休暇の日数は、同項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、改正前の第 4 条第 1 項の規定により平成 2 4 年に付与された年次有給休暇の日数及び同条第 3 項の規定により同年に繰り越された年次有給休暇の日数に 5 日を加えた日数から、同年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で市長が定めるものの平成 2 4 年度における年次有給休暇の日数は、改正後の第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して市長が定める日数とする。

（平成 2 4 年度から平成 2 5 年度に繰り越すことのできる年次有給休暇の日数の特例）

- 4 平成 2 4 年度から平成 2 5 年度に年次有給休暇を繰り越す場合における改正後の第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「 2 0 日」とあるのは、「 2 5 日」とする。

（社会に貢献する活動を行う場合の特別休暇の日数の特例）

- 5 平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間に取得することのできる社会に貢献する活動を行う場合の特別休暇の日数は、改正後の別表第 3 の附表 2 の規定にかかわらず、5 日とする。

我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 職員は、任命権者の承認を得て、規則で定めるところにより、<u>1年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)</u>につき20日を超えない範囲内(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)において年次有給休暇を受けることができる。</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定めるところにより、<u>翌年度</u>に限り繰り越すことができる。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1年度</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 職員は、任命権者の承認を得て、規則で定めるところにより、<u>1年</u>につき20日を超えない範囲内(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)において年次有給休暇を受けることができる。</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定めるところにより、<u>翌年</u>に限り繰り越すことができる。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1暦年</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度における改正後の第13条第1項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「25日」とする。

